

東京高等裁判所判事 大鷹 一郎
 大津地方裁判所判事に補する
 大津地方裁判所長を命ずる
 兼ねて大津家庭裁判所判事に補する
 大津家庭裁判所長を命ずる(以上三月十八日)
 大阪地方裁判所判事・大阪簡
 易裁判所判事 齋藤 正人

京都地方裁判所判事に補する
 部の事務を総括する者に指名する
 京都簡易裁判所判事に補する
 福岡簡易裁判所判事 榎下 義康
 福岡簡易裁判所における司法行政事務を掌理する
 者に指名する

小倉簡易裁判所判事 古賀 寛
 福岡簡易裁判所判事に補する(以上三月二十二日)
 ○官吏死亡
 簡易裁判所判事森兼清は二月二十五日死亡

○定年退官
 簡易裁判所判事山村秀之は三月十二日限り定年
 退官
 判事小佐田潔は三月十七日限り定年退官
 簡易裁判所判事谷敏行は三月二十一日限り定年
 退官
 高等裁判所長官倉吉敏は三月二十四日限り定年
 退官

皇室事項

信任状捧呈式
 三月三十日午前十時三十分、宮中において、新
 任本邦駐在インド国特命全權大使スジャン・ロ
 メーシユチャンドラ・チノイの信任状捧呈式を行
 われた。
 三月三十日午前十一時、宮中において、新任本
 邦駐在イラク国特命全權大使ハッサン・ジャナー
 ビーの信任状捧呈式を行われた。
 行幸啓
 天皇皇后両陛下は、三月二十九日午後七時五十
 七分御出門、水戸室内管弦楽団 東京公演を御鑑
 賞のため、サントリホール(港区)へ行幸啓、
 同九時五十一分還幸啓になった。
 御祝電
 天皇陛下は、ミャンマー国大統領テイン・チ
 ウ閣下の大統領就任につき、三月三十日御祝電を
 発せられた。

官庁報告

官庁事項

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改
 正する基本方針の公表について
 技能実習制度推進事業等運営基本方針(平成5
 年4月5日付け厚生労働大臣公示)の一部を次の
 ように改正したので、公表する。
 平成28年4月1日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一
 部を改正する基本方針
 別表中「72職種131作業」を「74職種133作業」
 に改め、同表5中「婦人子供既製服装製作業」を
 「婦人子供既製服装縫製作業」に改め、同表7中
 「10職種22作業」を「12職種24作業」に改め、同

表7に

自動車整備	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング

を加える。

この基本方針の改正は、公布の日から適用する
 ものとする。
 国有林野の活用に関する基本的事項の一部改正に
 ついて
 国有林野の活用に関する法律(昭和46年法律第
 108号)第4条の規定により昭和46年8月20日付
 けで公表された国有林野の活用に関する基本的事
 項の一部を次のように改正したので、同条の規定
 により公表する。
 平成28年4月1日
 農林水産大臣 森山 裕

第1の2の(1)のロ中「農業生産法人」を「農地
 法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定
 する農地所有適格法人(以下「農地所有適格法人」
 という。)」に、「第6条第2項第3号」を「第2条
 第2項第3号」に改め、「農事組合法人」の次に「(農

地所有適格法人であるものを除く。以下同じ。)
 を「組織する」の次に「法人でない」を、「構成員
 は」の次に「全て、その活用を受けようとする
 国有林野の所在する地域の市町村の区域内に住所
 を有する農業を営む個人又は農地所有適格法人で
 あり、かつ」を加える。
 平成28年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教
 育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画
 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第20条第1項の規定に基づき、平成28年度の溯河魚類の
 うちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ
 化放流に関する計画を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。
 平成28年4月1日
 農林水産大臣 森山 裕

放流水系	放 流			数(千尾)		合 計
	さ	け	からふとます	さくらます	べにざけ	
斜里川		11,600		600		12,200
常呂川			1,000			1,000
徳志別川		11,100	1,700	500		13,300
天塩川		5,000				5,000
石狩川		30,000		100		30,100
尻別川				1,200		1,200
伊奈仁川		8,000	4,500	100		12,600
標津川				200		200
西別川		25,000				25,000
釧路川		9,100		50		9,150
十勝川		15,300				15,300
静内川		6,400		50		6,450
安平川				50		50
遊樂部川		7,500				7,500
合 計		129,000	7,200	2,700	150	139,050